

新座市内私道の準公道化に関する要綱

(平成23年8月1日告示第259号)

(趣旨)

第1条 この告示は、新座市私道寄附採納基準（昭和59年新座市告示第58号）に基づき寄附採納を行うに当たり、全ての地権者による寄附採納の手續ができない等特別な事情がある私道について、市民の生活環境の整備及び通行の安全確保に資するため、公道に準じる道路として本市が管理することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路
- (2) 私道 公道以外の道で本市内に存するもの
- (3) 新座市管理道路 この告示により公道に準じる道路として本市が管理を行う私道

(要件)

第3条 新座市管理道路は、次に掲げる要件を満たす私道であつて、市長が認めるものとする。

- (1) 起点及び終点が幅員1.8メートル以上の一般国道、都道府県道若しくは市町村道のいずれか又は公共施設に接続していること。
- (2) 新座市私道寄附採納基準（昭和59年新座市告示第58号）第3条に規定する道路形態に適合するものであること。
- (3) 隣接地との境界が明確であること。
- (4) 道路の占用物件その他の附属物が交通及び管理に支障のないものであること。
- (5) 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (6) 現に公衆の通行の用に供されていること。
- (7) 寄附採納を行おうとする私道に係る土地の全所有者数及び全面積のそれぞれ10分の8を超える割合の所有者による寄附採納が行われること。
- (8) 寄附採納が行われない土地については土地の管理に関する承諾がなされること。ただし、行方不明、法人の解散等により土地使用の承諾を得ることができない土地（当該土地使用の承諾を得ることができない土地が私道に係る土地の全所有者数及び全面積のそれぞれ10分の1未満の割合の場合に限る。）については、この限りでない。

(事前協議)

第4条 本市による私道の管理を希望する者（複数の所有者がいる場合はそれらの者の代表者）は、次条の規定による申請をしようとするときは、あらかじめ新座市管理道路申請事前協議書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 案内図 1部
- (2) 公図の写し 1部
- (3) 実測図 1部

(申請)

第5条 本市による私道の管理を希望する者（複数の所有者がいる場合はそれらの者の代表者）は、前条の規定による事前協議を行った後、新座市管理道路申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図 1部
- (2) 公図の写し 1部
- (3) 実測図 1部
- (4) 道路構造図 1部
- (5) 登記承諾書（寄附採納の承諾者に係るものに限る。） 各1通
- (6) 印鑑証明書（寄附採納の承諾者に係るものに限る。） 各1通
- (7) 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書） 各1通
- (8) 土地登記簿謄本 各1通
- (9) 寄附採納できない土地に係る関係者による承諾書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、本市による管理の可否を決定し、新座市管理道路決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(登記手続等)

第7条 前条の規定により本市が管理することを決定した私道の寄附採納に係る登記事務は、本市において行うものとする。ただし、当該私道に抵当権等の所有権以外の権利が設定されているときは、寄附採納を行う者が、本市と協議の上、当該所有権以外の権利の登記の抹消をしなければならない。

(通行拒否の禁止)

第8条 他に特別の定めがある場合を除き、何人もこの告示により本市が管理する私道の公衆の通行を拒んではならない。

(責務)

第9条 第6条の規定により本市が管理することを決定した私道に係る全ての土地所有者は、本市による管理後も引き続き、全ての土地を寄附採納することに努めるものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の本市が行う私道の管理に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。